

議 事 録

会 議 名	令和6年度第2回 羽生市地域公共交通会議
日 時	令和6年10月4日（金） 午後2時00分開会・午後3時15分開会
場 所	羽生市中央公民館 第1・2会議室
役 員	会長（議長）：小磯行男 副会長：田口政夫
出 席 者 【出席者数】	【敬称略、名簿番号順】 小磯行男、田沼健一、増田建夫、田口政夫、坂井貴夫、鏑木幹矢、梶原史和 爲我井慎之介、亀田満江、栗原繁、島村信久 【名簿順 計11名】
事 務 局	地域振興課 課長 大橋裕 係長 小野田皓太 主任 渡邊信明

議 事 内 容

- 1 開 会
- 2 あいさつ（小磯会長）
- 3 議 事
 - （1）委員の委嘱について・・・資料1
説明者：事務局 渡邊
 - （2）あい・あいバスの運行ルートの変更について・・・資料2
説明者：事務局 渡邊
 - （3）本市の地域公共交通の方針について・・・資料3
説明者：事務局 大橋地域振興課長
- 4 その他 説明者：渡邊
 - ・委員報酬について
 - ・羽生市地域公共交通会議運賃協議部会の設置について
- 5 閉 会（田口副会長）

【議事に関する承認結果について（要点筆記）】

議事（1）については、付議事項がなく、以下のとおり委員の委嘱を行った。

資料1に基づき、委員を委嘱。会長に小磯委員、副会長に田口委員を任命した。

議事（2）については、異議なく承認された。なお、協議内容を以下のとおり。

（坂井委員）

運賃については、変更はあるか。また、昨年10月1日から制度が変わり、今回のような会議のほかに、運賃協議会を設け、諮る必要がある。この場での承認をもって、意見募集後に運賃協議部会に諮ることとしているか。

(事務局)

運賃については、現行の200円のまま、変更はありません。

また、運賃協議会つきましては、その他事項で改めてご説明いたしますが、今後設置する予定でございます。坂井委員からご説明ありましたが、この場で、運行ルートの変更について、この会議後に意見募集、その後の運賃協議部会に諮ることについて、ご承認をお願いいたします。

(梶原委員)

今回の運行ルートについては、どれくらい遅延が発生しているのか。

(田沼委員)

恒常的に2分から3分の遅れが発生しており、今回の運行ルート変更により解消できるものとして

いる。

【その他質問や意見なし。異議なしで承認された】

議事(3)については、一部、後日、個別の協議を図ることとし、その後、運賃協議部会に諮ることとした。なお、協議内容は以下のとおり。

(田沼委員)

当社は羽生駅からイオンモール羽生様の路線バスを運行しているが、全市民を対象とした場合に、利用者の減少が懸念される。市はどのように考えているか。

(事務局)

羽生駅からイオンモール羽生様、イオンモール羽生様から羽生駅までの利用に関しては、影響はほとんどないものと考えております。

(田沼委員)

統計的な資料はあるのか。

(事務局)

統計的な資料でお示しできるものは現状ありません。今後、お出しできるものがあればお示しいた

します。

(坂井委員)

現在の乗合タクシーの75歳以上と障害者手帳の所有者という限定は21条許可で運行しているが、2年半の実証運行期間が終わる。実証運行期間としては十分と考えるので、これ以上の延長はできないと思われる。民間の交通事業者への影響等も考慮し、運行方法等については、相談に乗れると思うので、市としての方針を示してほしい。なお、全市民を対象とする場合は4条許可が必要になる。申請スケジュールとしては、非常にタイトなので、よく確認をしてほしい。

(事務局)

市の方針としては、全市民対象の方針であり、市長が在籍する市内の会議で協議したうえで、本会議に諮っております。先ほど申し上げた内容で進めたいと考えておりますので、今後ご協力のほどお願いしたいと考えております。

(爲我井委員)

今回のデマンド交通に関しては、循環バスの補完することを目的にこのことで、財政面を踏まえた計画や特別交付税についてもどうなるか分からない。

そういった部分で持続可能な運営のための中長期的なビジョンを市として必要でないか。

(事務局)

現状では、中長期的な交通計画など、ビジョン的なものはない。

(梶原委員)

免許返納者についての観点から、のりあいタクシーが普及することはよいと思うが、今後のスケジュールについてはどのようにするのか。先ほどの田沼委員の異議について、どのように対応するのか

(事務局)

年内の申請に向けて調整を図っていきます。別途、田沼委員との個別協議を行い、報告をいたします。

(坂井委員)

運賃500円についても再度運賃協議会に諮ること。4条許可の場合は、12月中には申請をしてほしい。

(議長) 事務局と田沼委員とで個別協議の上、運賃協議部会に諮ることとする。

【対象者についての協議を一部残し、その他の内容は承認された】

※令和6年10月31日(木)に田沼委員と改めて協議し、羽生駅西口からイオンモール羽生様の間の路線について、本運行後に影響があるようであれば、のりあいタクシーの料金の変更等について、再度、地域公共交通会議の場で協議することで、ご承認いただきました。

※本運行の利用対象者の説明について、「小学生以下は、保護者等の同乗が必要」の部分については、「自身又は介助者の補助ありで乗車できる者に限る」の記載と内容が重複するため、令和6年11月20日の本市における経営会議において削除しました。

以 上